

中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関の認定取得について

高岡信用金庫（理事長：在田長生）は、このたび平成 24 年 11 月 5 日付にて、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されましたので、お知らせいたします。

同法は、平成 24 年 8 月 30 日に施行され、中小企業の経営課題に対し、経営革新等支援機関の認定を取得した中小企業支援者、金融機関、税理士法人等が協力して、解決に向けた支援事業を実現することにより、中小企業の経営力を強化することを目的としています。

当庫が支援機関に認定されたことにより、経営改善に取り組む中小企業に対し、経営課題解決に向けた、専門家派遣等の提案ができるようになるほか、信用保証料を一部免除する「経営力強化保証」制度を利用した資金調達が可能となります。（ご融資は、別途審査が必要となります。）

今後とも、地域金融機関としてお客様の経営課題解決に向け、専門性の高い支援事業を行うための体制を整備し、外部支援機関との連携を深めて、中小企業のコンサルティング機能を一層発揮できるように努めてまいります。

記

1．認定経営革新等支援機関として取り組む支援業務の内容	(1) 事業計画策定支援・実行支援 (2) 進捗状況の把握 (3) 金融・財務支援 (4) 販路開拓支援 (5) 生産管理・品質管理
2．認定経営革新等支援業務の実施体制	(1) 支援業務を行う店舗 本店営業部、27 支店、1 出張所 (2) 支援業務窓口 各店舗の融資担当窓口（融資係）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
高岡信用金庫 融資部企業支援課
TEL 0766 - 23 - 1221（代）